

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（第1回）

議事概要

日時	令和5年8月9日（水）11:00～11:30
場所	8号館8階特別大会議室
出席者	〔 〕は代理出席者 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）
議長	内閣府政策統括官（政策調整担当）
構成員	内閣官房副長官補付内閣審議官
同	総務省官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当）
同	法務省人権擁護局長
同	外務省総合外交政策局長〔総合外交政策局参事官〕
同	文部科学省総合教育政策局長
同	厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 〔政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）〕
同	国土交通省総合政策局長

（議事次第）

1. 小倉大臣挨拶
2. 各府省取組説明
3. その他

（配布資料）

- ・資料1 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の設置について
- ・資料2 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（概要）
- ・資料3 総務省資料
- ・資料4 法務省資料
- ・資料5 外務省資料
- ・資料6 文部科学省資料
- ・資料7 厚生労働省資料
- ・資料8 国土交通省資料
- ・参考資料1 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行について（府政政調第352号 令和5年6月23日）
- ・参考資料2 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（5文科教第592号 令和5年6月23日）
- ・参考資料3 公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて（薬生衛0623第1号 令和5年6月23日）

(議事概要)

- 「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の設置について(案)」のとおり関係府省申合せとなった。

- 開会にあたり、小倉大臣より以下のとおり挨拶があった。

6月23日、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行された。

性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性については、国民の理解が必ずしも十分に進んでいない現状がある。

こうした中で、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指し、国民の理解の増進を図る必要がある。

この法律では、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本理念等について定めるとともに、国民の理解の増進に関する施策に関し、総合的かつ効果的な推進を図るために連絡会議を設けるとされている。

連絡会議では、国会での審議を踏まえ、まずは関係省庁で実施している既存の取組を全体的に整理しつつ、国民の理解の増進に関する基本計画や指針の策定等に向けた連絡調整を行ってまいりたい。

政府としては、多様性が尊重され、性的マイノリティの方もマジョリティの方も含めた全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向け、引き続き、様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでいく。

関係各省におかれても、法律の趣旨を踏まえ、理解の増進に関する基本計画や指針の策定等を待たず、それぞれの所掌に関する分野において、しっかりと取り組んでいただくとともに、取組の推進に当たっては、必要に応じて関係府省庁との連携を図っていただきたい。

なお、次回の連絡会議は、9月後半を目途に概算要求状況のとりまとめ等を考えている。引き続き、関係府省庁の緊密な連携を図りつつ、理解増進に関する施策を推進してまいりたい。

- 総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省より、それぞれ現在の取組について説明があった。

- 各省の取組説明を受けて、小倉大臣より以下の発言があった。
 - ・理解増進に向けた各省の施策の取組が、性的マイノリティの方にもマジョリティの方にもしっかりと伝わるよう、広報のあり方も工夫が必要。
 - ・海外の状況や知見を共有することも有意義ではないか。

(以上)